

送金証明の取扱いについて

●別居時の扶養について

被扶養者とは、「主として被保険者の収入によって生活を維持していること」が条件となります。
会社都合による単身赴任又は就学以外の理由による別居の場合、対象者の収入が基準内であるとともに、下記の条件をすべて満たす送金をしていることが必要です。

●送金の条件（対象者に同居者がいない場合）

- ① 月5万円以上、かつ、対象者の収入月額より多い金額であること。
- ② 被保険者の収入の1/2未満の金額であること。
- ③ 記録の残る形で、毎月必ず送金していること。

●提出書類

連続した直近3ヵ月分の送金証明（日付・送金額・受取人・振込人が明記されているもの）
・ATMのご利用明細（写し）
・ネットバンキングの控等

※手渡しや手書き証明書は不可。送金実績のない月の扶養申請はできません。

●別居後又は送金し始めて間もない場合

添付できる月分で先に審査します。

残りの月分は後日必ず提出していただきます。

※残りの送金証明書類のご提出がない場合認定日に遡って認定取り消しとなります。ご注意ください。

※当健保組合では、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の指導に基づき、皆様の大切な保険料を公正に運用するため、年に1度、被扶養者の資格調査（検認）を行っております。

調査時には、連続した直近12ヵ月分の送金証明をご提出いただきます。

認定後についても、毎月送金証明書類の保管をお願いいたします。

●送金の条件：例外1（対象者に同居家族がいる場合）

- ① 送金額は、対象者の収入および対象者の同居家族の収入の合算額より多い金額であることが条件となります。②③は上記と同様。

送金額 > 対象者収入 + 対象者同居家族収入

●送金の条件：例外2（被保険者以外に対象者に援助をしている人がいる場合）

- ① 被保険者の送金額は、対象者の収入および対象者の同居家族の収入、援助されている金額の合算額より多い金額でありことが条件となります。②③は上記と同様。

送金額 > 対象者収入 + 対象者同居家族収入 + 援助されている金額